

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 8 人 (令和 5 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 4 件 (令和 4 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 12,340 円 (令和 4 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,636 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 4 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 30.0%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0985-31-3775  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能別訓練	派遣中	運転業務就業会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
 実施事業所 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会 連合会事務所  
 〒880-0024 宮崎県宮崎市祇園 2 丁目 95 番地  
 電話 : 0985-31-3775

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数：114人（令和5年6月1日現在の状況報告より）
2. 派遣先事業所数：87件（令和4年度事業報告書より）
3. 派遣料金の額の平均額：9,696円（令和4年度事業報告書より）
4. 派遣会員の賃金の平均額：7,698円（1日8時間あたり）（令和4年度事業報告書より）  
（労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。）
5. マージン率：20.6%
6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口：TEL 0985-25-1430  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能別訓練	派遣中	運転業務就業会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的就業であるため）  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
 実施事業所 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会 宮崎市事務所  
 〒880-0024 宮崎県宮崎市祇園2丁目135  
 電話：0985-25-1430

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 52 人 (令和 5 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 41 件 (令和 4 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 9,382 円 (令和 4 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,303 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 4 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 22.2%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0986-25-1000  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能別訓練	派遣中	運転業務就業会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
 実施事業所 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会 都城市事務所  
 〒885-0061 宮崎県都城市下長飯町 1916-1  
 電話 : 0986-25-1000

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 18 人 (令和 5 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 14 件 (令和 4 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 9,063 円 (令和 4 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,197 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 4 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 20.6%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0982-32-4642  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能別訓練	派遣中	運転業務就業会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
 実施事業所 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会 延岡市事務所  
 〒882-0804 宮崎県延岡市西階町 1-2408-1  
 電話 : 0982-32-4642

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 32 人 (令和 5 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 11 件 (令和 4 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 9,523 円 (令和 4 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,558 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 4 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 20.6%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0987-22-3707  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能別訓練	派遣中	運転業務就業会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業または短期的就業であるため)  
※ 但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
 実施事業所 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会 日南市事務所  
 〒887-0033 宮崎県日南市大字平山 2322  
 電話 : 0987-22-3707

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 81 人 (令和 5 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 25 件 (令和 4 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 8,946 円 (令和 4 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,357 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 4 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 17.8%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0984-22-2440  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能別訓練	派遣中	運転業務就業会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
 実施事業所 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会 小林市事務所  
 〒886-0004 宮崎県小林市細野 2239-1  
 電話 : 0984-22-2440

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 18 人 (令和 5 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 15 件 (令和 4 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,032 円 (令和 4 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,722 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 4 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 23.0%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0982-52-2200  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能別訓練	派遣中	運転業務就業会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業または短期的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
 実施事業所 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会 日向市事務所  
 〒883-0021 宮崎県日向市大字財光寺 847 番地 1  
 電話 : 0982-52-2200

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 18 人 (令和 5 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 5 件 (令和 4 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 9,908 円 (令和 4 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,557 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 4 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 23.7%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0983-43-0171  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能別訓練	派遣中	運転業務就業会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
 実施事業所 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会 西都市事務所  
 〒881-0033 宮崎県西都市大字妻 1621 あいそめ館内  
 電話 : 0983-43-0171



## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 59 人 (令和 5 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 11 件 (令和 4 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 9,461 円 (令和 4 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,397 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 4 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 21.8%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0984-25-3411  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能別訓練	派遣中	運転業務就業会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※ 但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
 実施事業所 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会 えびの市事務所  
 〒889-4301 宮崎県えびの市大字原田 1370-66  
 電話 : 0984-25-3411

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 23 人 (令和 5 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 11 件 (令和 4 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 9,002 円 (令和 4 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,244 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 4 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 19.5%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0986-52-7150  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能別訓練	派遣中	運転業務就業会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
 実施事業所 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会 三股町事務所  
 〒889-1901 宮崎県北諸県郡三股町大字樺山 3890 番地 5  
 電話 : 0986-52-7150

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 29 人 (令和 5 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 12 件 (令和 4 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 9,633 円 (令和 4 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,477 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 4 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 22.4%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0985-75-9003  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能別訓練	派遣中	運転業務就業会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
 実施事業所 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会 国富町事務所  
 〒880-1101 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄 4832 番地 3  
 電話 : 0985-75-9003

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 28 人 (令和 5 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 11 件 (令和 4 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 9,775 円 (令和 4 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,545 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 4 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : **22.8%**
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0985-77-3200  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能別訓練	派遣中	運転業務就業会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)  
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会

実施事業所 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会 綾町事務所

〒880-1303 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣 520

電話 : 0985-77-3200

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 14 人 (令和 5 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 7 件 (令和 4 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 8,864 円 (令和 4 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,037 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 4 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 20.6%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0983-33-0919  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能別訓練	派遣中	運転業務就業会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業または短期的就業であるため)  
※ 但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
 実施事業所 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会 新富町事務所  
 〒889-1403 宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7491  
 電話 : 0983-33-0919

## シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的就業またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

### シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者数 : 21 人 (令和 5 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派遣先事業所数 : 11 件 (令和 4 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 9,161 円 (令和 4 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,182 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 4 年度事業報告書より)  
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 : 21.6%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等  
労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結していない。
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : TEL 0983-27-1945  
(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
職能別訓練	派遣中	運転業務就業会員	OFF-JT	事業主	無償	有給

8. 福利厚生に関する事項
  - ・ 労災保険、有給休暇
  - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等  
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
  - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業または短期的就業であるため)  
※ 但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会  
 実施事業所 公益社団法人 宮崎県シルバー人材センター連合会 川南町事務所  
 〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南 13675-115  
 電話 : 0983-27-1945